

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 施行目前にして内容未定、情報なしの無責任 すべて個人負担とする教員免許更新制の不合理

### 教員免許更新制に関して県教委に要求書提出

茨城県高等学校教職員組合は、さる12月22日、茨城県教育委員会に対し、教員免許更新制に関する要求書を提出した。(要求事項は下欄のとおり)

#### 免許保有者名簿が存在しない

教員免許更新制は、2009年4月1日から施行されることになっている。しかし、施行直前になっても対象者となる教員免許保有者に対して、直接的な制度の告知が一切おこなわれていない。それというのも、国(文部科学省)は、教員免許状の保有者の名簿を保有していないからである。

教員免許状を交付した都道府県教育委員会には、交付時のデータの一覧表があるのみで、該当者のその後の住所の変遷はもちろん、彼らがどの都道府県で教員として勤務しているか(いないか)についても一切把握していない。

公立学校を管轄する都道府県・市町村教育委員会ですら、みずからが雇用している教員が保有する教員免許について、その種別・取得年等のデータを利用できる形では保有していなかった。昨年一斉に、保有免許状について電子的データの形で収集したのはそのためである。

免許を保有しているが教職に

ついていない、いわゆる「ペーパー免許」保有者は、約500万人いると言われているが、それらについては、住所はもちろんその生死すらわからない。当然ながら、直接連絡することは絶対に不可能である。

終身免許の制度を突然破棄し、過去にさかのぼって期限付きの免許に変更することは、法の基本原則をおかすものであって許されない。しかもそれを、免許保有者の名簿すら完備せず、直接連絡することも不可能な状態でおこなったのは無謀であった。

#### インターネットだけが頼り

- 4 受講については出張扱いとすること。
- 5 受講にあたっては、全員が希望する大学等で行なえるようにすること。
- 6 受講者全員が修了認定されるよう講習開設大学に申し入れること。
- 7 教員免許が失効した場合でも、失職させないこと。

国(文部科学省)は、免許保有者に対するすべての告知を文科省のウェブサイト(www.mext.go.jp)でおこなわざるを得ない状況に置かれている。

情報化時代に相応しい方法だなどと言っている場合ではない。ウェブサイトに掲載したくらいでは、告知の義務を果たしたことにはならない。とりとめのないことをウェブサイトやブログに書き散らしておいて、「世界に情報を発信した」と勘違いしているのと同じである。

茨城県教育委員会も、みずからのウェブサイトに「教員免許更新制について」の項目を設けている(www.ibk.ed.jp/contents/menkyo\_koushin/menkyo\_koushin.htm)。

これが、出来の悪いウェブサイトの見本のようなもので、きわめて読みづらい。幾重もの階層にわたるうえ、文部科学省のウェブサイトへのリンクが随所に張られている。閲覧者は、文科省のサイトにいるのか茨城県教育委員会のサイトにいるのか、ついには今どこにいるのかわからなくなる。数十ページの文書や一覧表がいくつもあろうと、HTMLテキストによるディスプレイ画面表示と、プリント用のPDF書類が混在する。しかも画面に収まらなかったり、プリントすると周囲が欠けたりする。全部をプリントし一覧するには数日を要する。

茨城県教委は、市町村教委や各学校の管理職員あてにインターネットの電子メールを送信し、上記ウェブサイトの情報について「所属の職員に周知願います」と指示した。これをもって、全

教員への告知は済んだとしているようだが、ほとんどの学校で教員への伝達はおこなわれていない。

#### 更新講習については未定

更新には30時間以上の「免許状更新講習」を受講・修了することが必要とされる。

まず、「一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を12時間以上、そして「二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を18時間以上である(www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/koushin/002/08091201.pdfの23ページ)。

つまり、「一」の共通科目の講習を1日6時間、2日間で12時間、ついで「二」の学校種・教科別講習を1日6時間、3日間で18時間受講し修了する、これが最低限必要となる。しかし、いつ、どこで、開講されるのか、内容はどのようなものか、募集定員は何人か、募集方法はどうか、受講料はいくらか、全部確定するのはまだ先である。

申し込み方法も確定していないが、インターネットにより先着順などということになれば、申し込み開始時刻には授業どころではないという、本末転倒の事態が繰り広げられるだろう。

放送大学が実施するテレビ放送による講習は、茨城県の教員には百人余りしか割り当てがないうことである。県教育委員会は、自らは認定講習を実施しないことにするつもりのような

#### さまざまの負担

独占禁止法抵触をおそれ、受講料の価格協定はおこなわれないうようだが、どうやら1時間1000円で総額3万円が大勢となる模様だ。

しかし、費用はそれにとどまらない。交通費などに数万円を要する。先着順にせよあるいは抽選にせよ、予約がとれなければ遠方の大学での受講を余儀なくされ、長距離の旅費と宿泊代の支出を要することになる。

免許更新手続きは私的行為とされ、「公務性」は完全に否定されるから、費用や危険はすべて個人の負担とされる。趣旨目的におおきな違いのない初任者研修や10年次研修などはすべて「公務」であり、賃金・旅費が支給され、当然受講料は発生しないのと比べても、きわめて不当である。

とりわけ、交通事故や講習中の傷害や疾病にみまわれた場合、おおきな問題を生ずる。認定講習受講が「公務」でないとされれば、当然ながら、「公務災害補償」は一切おこなわれない。死亡しても遺族補償ゼロである。命は助かったが後遺障害を負ったうえ補償ゼロで、しかも講習は未修了、教員免許は失効して失職、無職で無収入という悲惨きわまることにもなりかねない。

\*

制度施行の1か月前になっても、中身が未定とあっては更新制度の実施それ自体が問題であるが、実施強行の場合に備え、近々に県教育委員会との労使交渉を予定している。

#### 県教育委員会への要求項目

- 1 「教員免許更新制」について、すくなくとも2009年度からの導入を延期・凍結することを国に要請すること。
- 2 更新講習対象者全員に、県教委が責任を持って、以下のことを連絡・説明すること。
  - (1) 講習対象に該当すること。
  - (2) 講座を開設する大学名・

- 講座の内容に関すること。
- (3) 受講手続き等申し込みに関すること。
- (4) 修了確認期限延長の対象者と延長申請手続きに関すること。
- (5) 質問や確認の受付窓口を開設すること。
- 3 更新受講料、更新手数料等の本人の費用負担をなくし、県費等の公費負担とすること。